

Title	会計基準の評価規準について
Author(s)	高尾, 裕二
Citation	大阪大学経済学. 55(2) P.1-P.23
Issue Date	2005-09
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/16922">https://doi.org/10.18910/16922</a>
DOI	10.18910/16922
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 会計基準の評価規準について\*

高尾裕二

## 要 旨

財務会計研究において、いま最も必要とされていることの一つは、個々の会計基準なり全体としての会計システムの良否を判断するための評価規準を明示的に議論し、会計理論の体系内に組み込むという作業である。本稿では、会計基準の評価規準を巡る包括的な議論の第一歩として、考えられる7つの評価規準（真实性、首尾一貫性、資本市場尺度関連性、経済的厚生、取引コスト、完全会計モデル、経済政策との適合性）を列挙し、その内容を検討する。加えて、いくつかの評価規準については、評価の参照枠として具体的にどのように用いられているのかを明らかにするため、当該評価規準を用いた一つの典型的な研究を取り上げ検討する。

JEL 分類番号：M41

キーワード：会計システム、会計基準、評価規準

## I. 問題の所在

あえて指摘するまでもなく、平成9年の連結財務諸表原則の改正を一つの契機として始まったいわゆるわが国における「会計ビッグバン」も、近時では、減損会計、企業結合会計などに関する会計基準が順次設定され、さらには待望の討議資料「財務会計概念フレームワーク」が公表されるに至っている。現在、欧州証券規制委員会が内容が異なる合併会計、連結の範囲、海外子会社の会計基準統一など27項目について追加開示を要求しているものの、他方では欧州証券規制委員会も認めるように、わが国会計基準は国際財務報告基準と全体的には同等性を有するものになった。

本稿の目的は、わが国における一方での会計基準の絶え間ない拡充と他方での財務会計研究におけるエンピリカル・スタディの進展という状況を踏まえ、これまでの財務会計研究におい

て最も欠落していると思われる問題意識とはどのようなものなのか。よって今後より一層意識して取り組むべき論点とはどのようなものなのかといった切り口から、今後の財務会計研究の一つの方向を示唆することである。

このような切り口にたつとき、いかなる会計基準が望ましいのかあるいは望ましくないのか、といった会計システム全体あるいは個々の会計基準<sup>1)</sup>の良否を判定するための参照枠（以下、「評価規準」とよぶ）について、われわれはさほど意識して取り上げ、明示的に議論し、会計理論と呼ばれる体系内にそれを組み込む積極的な努力を十分にしてこなかったのではないか、それゆえ、いま求められているのは、固有の数値形成ないし情報産出の仕組みである会計システムの評価規準についての包括的な議論ではないか、と思われてならない。

\* 数多くの有益なコメントを賜った中村宣一郎先生に心よりお礼を申し上げます。

<sup>1)</sup> 本稿で評価規準という場合、個々の具体的な会計基準に関わるものであるか、それらを包括する会計システム全体に関するものか、については特に意識して使いわけているわけではない。

われわれは、これまで会計システムあるいは個々の会計基準をどのような規準から、望ましいものあるいは望ましくないものと判定してきたのであろうか<sup>2)</sup>。いかなる評価規準に立って、会計基準が設定されてきたのであろうか。

もっとも、会計システムなり個々の会計基準の良否を判断する必要性は、新たな基準設定を含む会計基準を巡る議論において不可避なものであり、暗示的であれ取り上げられてきたのであり、典型的には、「概念フレームワーク」によって、さらには「概念フレームワーク」の背後にある収益・費用アプローチか資産・負債アプローチかといった利益観を巡る論点において、あるいは利害調整機能か意思決定情報提供機能かといった会計システムの目的論ないし機能論を巡る論点において、当然に見出すことができるとの主張もありうる。確かにそうであると思う。それでは「概念フレームワーク」を評価規準とすることの正当性は奈辺に見出されるのであろうか。「利益観」は、会計システムの

評価規準として、どのような根拠を有し、どの程度有効なのであろうか、「機能論」という考えられるもう一つの評価規準と同一の次元で論じることができるものなのであろうか、あるいは両者は評価規準としての性格が全く異なるものなのであろうか。そうであればいずれが評価規準としてより有効なものであろうか。「概念フレームワーク」・「利益観」・「機能論」といったもの以外に、会計システムなり個々の会計基準の評価規準となりうるものはないのであろうか。もしあるとすれば、それらの有効性はどのようなものなのであろうか。会計理論には評価装置が組み込まれていなければならない、よって会計システムの評価装置は、ある会計理論体系に組み込み可能なものでなければならないといった観点から、適切な評価規準とはどのようなものなのであろうか。

本稿の目的は、会計システムの評価規準に焦点を当て、今後さまざまな角度から議論する第一歩として、陰に陽に用いられ提案されてきたと思われる財務会計研究における会計システムの評価規準を列挙することである。以下では、評価規準を、伝統的規準（第Ⅱ節）、資本市場尺度関連規準（第Ⅲ節）、経済的規準（第Ⅳ節）として整理し、順次、その内容を検討する。加えて、さほど慣れ親しんできたとはいえない評価規準については、それをを用いた一つの議論を取り上げ、簡潔にその内容を紹介することにした。当該評価規準の内容をより具体的に理解するために資すると考えたからであり、個々の評価規準の長所・短所など今後の検討のための手掛かりになると考えたからである。

## Ⅱ. 財務会計研究における伝統的な評価規準

### (1) 「真实性」

会計数値を現実世界の経営現象ないし取引に対する写像とみなし、会計数値とそれらが表現しようとする現実の現象ないし取引との間の対

<sup>2)</sup> 1996年度アメリカ会計学界・アメリカ財務会計審議会財務報告論点コンファレンスの一つのセッションにおいて、「会計基準が高品質と判断される本質的な定性的特徴は何か」という疑問に答えるため、会計研究者（40名）、規準設定者（16名）、規制者（4名）、財務アナリスト（6名）、会計士（9名）に対して、最良の会計基準および最悪の会計基準について彼らがどのように考えているのかについて調査した結果（回答者57名）および1997年のフォロー・アップの結果（回答者42名）を報告している。全体としては、退職後債務の会計が勝者で、敗者はリース会計であったとされるが、ベストな5つの会計基準の中にランクされたキャッシュ・フロー計算書（FASB95号）について、回答者からの支持の理由は次のようである。①より一層の首尾一貫性・比較可能性という結果をもたらすキャッシュ・フロー情報を提供する標準化された方法を示している、②財務諸表では報告されなかった新しい情報を要求している、③（FASB 概念報告書がキャッシュ・フロー情報の報告を要求しているという意味で）概念的に妥当なものである、④投資者にとって有用な基本的情報を提供するものである、⑤国際的に受け入れられたものである、⑥キャッシュ・フロー計算書は、置き替えられることになった財政状態変動計算書に比べて、より目的適合的であり、有用であり、理解可能である（*Ibid.*, pp. 283-286）。

応の観点から、現象なり取引を、現実により近い形で映し出す会計基準が、そうでない会計基準よりも、望ましいとする評価規準であり、いうまでもなく「企業会計原則」が採用する評価規準である。

会計情報が具備すべき質的特性からいえば、「信頼性」というよりも「信頼性」を支える特性の一つである「表現の忠実性」がこの判定基準の核心により近似する概念と考えられる<sup>3)</sup>。その理由の一つは、「表現の忠実性」が、「中立性」などともに支える「信頼性」は、包括的な概念であるという点に加えて、「目的適合性」とともに会計情報が具備すべき「有用性」に指向した特性として位置づけられているからである。

評価規準としての「真実性」の重要な一つの特徴は、生み出された会計数値なり会計情報の利用という側面が一切考慮されず（よって、会計情報が意思決定に役立つかどうかといった会計情報の有用性は全く考慮されず）、利用の側面を完全に捨象した評価規準であるということであり、あくまで現象・取引を的確・精細に描写する会計基準がそうでない会計基準よりも望ましいとする。

会計の認識・測定が自然現象を対象とするものであれば、地図などを具体的にイメージするとして、地図の描き方など論点は少なくないものの、評価規準という視点からいえば、描かれた地図が真実なものであるか否かが唯一本質的な規準となる。これに対して、認識・測定の対

象がヒトの行う取引でありそれらを集計した経営活動であるといった社会現象となると、認識・測定異なる視点ごとにそれぞれ妥当な現実の再構成がありうるし（例えば、取得原価と時価のいずれが真実により近いか?）、さらには取引それ自体の意図的な偽装も考えられないわけではない。このことから、「真実性」は取引を行うヒトの内なる意図にまでさかのぼる必要がしばしば生ずることになり、社会現象の次元においては評価規準としてのパワーを、急速に減少させことになる。このパワーの減少は、過去・現在事象ではなく将来事象である場合には一層厳しいものとなる。

経済学の立場から、「真実性」規準に関して、なぜ真実な報告する必要があるのか？ 真実な報告を導くという動因がない、真実な報告をしようという動機づけの要因がない、といった指摘（ミグロム・ロバーツ（1997），p.31）にも注目しておく必要がある。

ただし、企業結合、金融商品などの一部にみられる極めて複雑な取引になればなるほど、改めて取引そのものの本質が問われる傾向も他方ではみられ、この意味でも「真実性」規準は、会計基準の最もシンプルかつ基礎的な評価規準として無視することのできない規準である。

## （2）「首尾一貫性」

会計上の論点は、原価か時価か、利益かキャッシュ・フローか、目的適合性か信頼性か、フローかストックか、財務諸表の連携か非連携かといったように二元的な対立軸で表現される場合が少なくないが、利益計算構造における「収益・費用アプローチ」・「資産・負債アプローチ」あるいは利益算定プロセスにおける「対応／配分」思考・「評価」思考は、会計基準を構成する基礎概念として最も重要な対立軸の一つである<sup>4)</sup>。

<sup>3)</sup> 例えば、国際会計基準（国際財務報告基準）の概念フレームワークでは、「表現の忠実性」は、「中立性」および「完全性」とともに、「信頼性」を支える一つの質的特性として位置づけられている。また、わが国概念フレームワーク（討議資料）においては、「中立性」および「検証可能性」とともに「信頼性」を支えるものと位置づけられている。会計基準の一つの評価規準をとして、信頼性は広範にすぎ、現実世界の現象・取引を可能な限り真実に写像するという文脈においては、「表現に忠実性」が最も適格的である。

<sup>4)</sup> 会計基準を巡る代表的な議論である齊藤静樹編著『会計基準の基礎概念』（2002）は、この対立軸を基

会計基準の基礎概念として、上記のいずれのアプローチいずれの思考を措定するのか、採用すべきなのかは、個々の会計基準の骨格に影響を与えるという意味でそれ自体極めて重要な論点でありうる。しかし、どちらか一方を採択する理論的な根拠づけにはかなりの困難を伴うこと、加えていずれを採用するのか自らの議論は一部価値判断を伴うことなどから、評価規準にはなじまない。むしろ評価規準として有効であるのは、それらのうちのいずれかが採用されたとして、一連の会計基準間でまたは一つの会計基準内で、そのアプローチなり思考がどの程度首尾一貫して採用されているのか貫徹されているのか、を問うことである。

評価規準としての「首尾一貫性」<sup>5)</sup>は、このように個々の会計基準同士が首尾一貫しているかどうか論理的に整合的であるかどうかを判断するための基礎となる参照枠それ自体については、なんらの示唆も与えるものではない。換言すると、参照枠それ自体は、(i)利益計算構造に係るいずれか一方のアプローチなり思考(例えば、収益・費用アプローチないし対応/配分思考)、(ii)「概念フレームワーク」に規定された内容、さらにはわが国討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、討議資料とい

礎に展開されている。

<sup>5)</sup> 本稿でいう首尾一貫性は、参照枠となる概念、アプローチないし思考の論理的な整合性を意味するものであり、ある一つの会計手続の継続的な適用を指示するものではない。

<sup>6)</sup> 「財務会計の概念フレームワーク」(討議資料)にあっては、周知のように会計情報の有用性を支える特性(2)で、目的適合性、信頼性と並んで「内的な整合性」が掲げられている。「内的な整合性」とは、「個別の会計基準が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないことを指す」と説明され(討議資料『会計情報の質的特性』para. 6)、本稿でいう首尾一貫性とほぼ同一のものとみなしうる。討議資料『会計情報の質的特性』パラグラフ15では、内的な整合性が取り上げられた一つの理由として、成文法の体系に支えられたわが国の環境条件のもとでは、基準設定に際して、会計基準の内的な整合性を尊重することが秩序安定のために強くもとめられることを指摘している。本稿の最後に取り上げる「経

う」<sup>6)</sup>にみられるように、(iii)「会計基準、会計実務、会計研究などについて歴史的経験と集積された知識の総体」としての少数の基礎概念などに依拠することになる。

「首尾一貫性」をもつ会計基準体系は、そうでない会計基準体系に比べて、会計基準の内容理解・社会的受容を促進する。加えて本稿での首尾一貫性を「内的な整合性」とよぶ討議資料が指摘するように、新たな経済事象や新たな形態の取引に対する新会計基準の予見が容易になり、このことは翻って新会計基準の設定を効率的に行うことができることを意味する。この意味で、「首尾一貫性」規準は、以下で取り上げる「取引コスト」規準とも結びつく評価規準であるとういうことができる。

### Ⅲ. 財務会計研究における「資本市場尺度関連性」規準

会計の主要な機能の一つである投資者の意思決定に有用な情報を提供すべしという意思決定有用性は、概念フレームワークにおける財務報告の中心的な目的として位置づけられている。

一般に「有用性」ないし「意思決定有用性」は捉えどころのない操作が困難な概念であることから、概念フレームワークにあっては、目的適合性(討議資料にあっては「意思決定との関連性」とよばれている)、信頼性さらには討議資料にあっては内的な整合性といった「有用性」を支える情報の質的特性の側面から、また「財務報告は、投資者、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・イン・フローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならぬ」(FASB 概念報告書第1号, para. 37, 平松・広瀬, 2002)あるいは「財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる企業成果、つまり将来キャッシュ・フローの

濟政策との適合性」規準を想起すると、このような指摘はわれわれにとっても興味深い。

予測に役立つ情報を提供することである」(討議資料『会計情報の質的特性』para. 1)として、企業が生み出す将来キャッシュ・フロー予測との関連性の側面から、その意味内容の明確化が図られている。

評価基準の観点からみた場合、財務報告の中心目的として「有用性」が位置づけられたことの最大のインパクトは、いうまでもなく資本市場における持分評価に照準を当てさせたことであり、資本市場には容易に観察可能な多様な価値尺度が存在することと相まって、操作可能性を特徴とする「資本市場尺度関連性」規準が生み出され、またエンピリカル・スタディが飛躍的に進展したことである。

資本市場関連のある選択された一つの尺度との関連性が高い会計情報は、そうでない会計情報に比べて望ましいとする「資本市場尺度関連性」規準は、単純であるが極めて説得力があり、資本市場における利得の獲得に直接結びついているという意味で実利的でもある。

「資本市場尺度関連性」規準の一つの問題は、ベンチマークとしていかなる資本市場関連の尺度を採用するのかということである。先の概念フレームワークからいえば、将来キャッシュ・フローにまずは焦点が当てられるのではないかと推測されるが、将来キャッシュ・フローをベンチマークとするエンピリカル・スタディは意外なほど目立たず、80年代までの過半の研究でベンチマークとされたのは「驚き」ないし「期待外」の情報の役割を強調する観察された(異常)株式リターンであった。90年代に入ると、次第に実際の株価がベンチマークとして用いられるようになる。同様に90年半ばに登場した残余利益評価モデル(residual income valuation model)に代表される簿価と将来の異常利益といった会計指標に基づいて定式化される企業評価モデルが会計基準評価に一つの参照枠を提供するようになった。

本稿での問題意識である会計基準の評価基準

というより、代替的な業績尺度に関するベンチマークを議論するという文脈ではあるものの、Kothari (2001)は株式リターンに対して株価が用いられるようになった背景について次のように指摘する。株価は将来業績の期待を集約したものであるから、基本的にリターンと業績尺度の期待外要素とを結びつけるものである。よって期待外要素ではなく全体的な業績尺度に焦点を当てることが目的である場合には、リターンではなく株価がベンチマークとなるべきである。なぜなら、現在の株価は、業績尺度における驚きの情報と期待される要素の双方を含むものであるからである(Ibid., p.170)。また概念フレームワークが明示するベンチマークとしての将来キャッシュ・フローについて同様にKothari (2001)は次のように指摘する。代替的な業績尺度を評価するための規準として将来キャッシュ・フローとの関連性に注目する研究は、株価との関連性を問う研究の一つの補完として役立つものである。株価を用いることの長所は、株価が効率的市場における期待将来キャッシュ・フローの情報を含むということであり、このことは、期待将来キャッシュ・フローのベクトルを株価という単一指標に集約することを意味するものである<sup>7)</sup>(Ibid., p.171)。

簿価および将来異常利益といった報告会計数値によって表現される残余利益評価モデルなどの企業評価モデルは、当初のファンダメンタル分析としての利用の応用として、会計基準評価のための参照枠としての利用可能性が示唆されている(例えば、Coopers & Lybrand Academic Advisory Committee (1997), 八重倉(2001)<sup>8)</sup>)。

<sup>7)</sup> ただし、代替的な業績尺度を評価するためのベンチマークとして株価を用いることの難点としては、不均一分散(heteroscedasticity)および相関した省略変数(correlated omitted variables)に起因する問題があると指摘される(Kothari, 2001, p.170)。

<sup>8)</sup> 八重倉(2001)では、市場における超過リターンと会計データの相関から会計基準を比較する「情報

企業評価モデルを会計基準の評価規準として用いる場合の一つの重要な論点は、企業の「真の企業価値 (intrinsic values)」をどのように位置づけるのかという点である。一般的には、観察された株価が「真の価値」を捉えていると仮定される。この場合、比較されるべき内容を異にする会計基準のもとで推定された企業価値のいずれが、「真の価値」を具現する実際の株価により近似しているのかといった近似の度合いに応じて順序づけられることになる<sup>9)</sup>。

「資本市場尺度関連性」規準に関わる最も直接的な議論は、いわゆる「価値関連性論 (Value-Relevance literature)」であろう。「価値関連性論」の目的なり主要関心事を的確に表現することはさほど容易なことではないが、例えば、次のような指摘が一つの参考になる。「価値関連性研究 (Value-Relevance studies) は、特定の会計数値 (accounting amounts) が企業の持分を評価する際に、投資者によって用いられる情報を反映しているのかどうかを見積評価する目的でデザインされたものである。“有用性”は会計研究において明確に定義された概念

---

パースペクティブ」に対する企業評価モデル (残余利益モデル) を用いて会計基準を評価する「評価パースペクティブ」の長所と短所が要領よく整理されている。

<sup>9)</sup> 実際の株価もまた「真の企業価値」に対してノイズをもつ、「真の企業価値」の一つの推定値にすぎないとの見解もありうる。Lee (2001) は、均衡価格を導くうえで不可欠な裁定メカニズムに注目し、そのメカニズムを機能させるためのコスト (裁定コスト) の存在を主な根拠として、「価格の発見は一つの持続的なプロセスであり、ある証券のカレントな価格は、当該証券の真のファンダメンタル価値についてのノイズのある (または不完全な) 一つの代理であるとみなすのが最も妥当である。このような文脈から、ファンダメンタル価値の独立した一つの尺度を導出し、市場による価格発見のダイナミクスを理解することに、研究の焦点が置かれるべきである」(Ibid., p.237) とし、①効率的市場の仮定の緩和、②行動ファイナンスへの一層の注目および③ノイズ・トレーダーの存在意義の見直し、などを主張する。ただし、このような見方のもとでは、会計基準を評価するという観点から企業評価モデルがどのように位置づけられるのかは、今一つ判然としない。

とはいえ、価値関連性研究は一般に会計数値の有用性を見積評価するものではないし、見積評価するためにデザインされたものでもない」

(Barth, et al. (2001), p. 78)。「価値関連性論」にあっては、いずれにせよ、実際の株価を企業価値の規範的なベンチマークとみなして (Lee (2001), p.236), 株価に対する会計情報の関連性に焦点が当てられる (当該研究の立場にたてば、会計情報のレリバンスを問うということになる)。より具体的には、回帰分析を用いて、株価の散らばりの説明力の程度あるいは会計数値の係数の有意性に基づいて、調査対象となった会計基準が当初の想定された役割を資本市場において果たしているのかどうかをみようとするものである。広範な適用可能性をもつシンプルナリサーチ・デザインおよび実証結果の直感的な理解の容易さなどから、今日「価値関連性論」は急速に普及するに至っている。

Houhausen and Watts (2001) は、会計基準設定における「価値関連性論」の意義に議論を限定したうえで、「価値関連性論」の基礎には、(i) 会計ないし会計基準は価値と結びつく指標または価値指標を提供するという直接的評価理論 (direct valuation theory) および(ii) 会計ないし会計基準は持分評価にレリバントな情報を提供するという持分評価インプット論 (inputs-to-equity valuation theory) といった二つの異なる理論が存在するとする。前者の直接的評価理論は、リサーチ・デザインからいえば、株価の散らばりを説明する能力 (回帰分析における決定係数) に注目するものであるが (「相対的関連性研究」と彼らはよぶ)、このような考え方は FASB 概念報告書第 1 号の考え方と明らかに矛盾すると批判する。なぜなら FASB 概念報告書は持分評価の推定値の提供を FASB が意図するものでないことを明言しているからである。後者の持分評価インプット論は、リサーチ・デザインからいえば、調査対象となる会計数値の係数の有意性に注目するものであるが (「増分

的関連性研究」と彼らはよぶ), 持分評価へのインプットは財務報告に期待される役割の単なる一つにすぎず, 契約, 規制, 租税あるいは訴訟といった財務報告の他の重要な役割が考慮されていないと批判する。いずれもが会計ないし会計基準設定の記述理論とはいえ, 「価値関連性論」が引き出す推論なり, 「価値関連性論」が基準設定に及ぼすインパクトの能力に疑念を呈している (*Ibid.*, pp. 4-14)。

Houthisen and Watts (2001) の批判に対する「価値関連性論」の立場からの反論は, Barth et. al. (2001) で展開されているが, 「われわれの知る限り, 均衡への諸力の結果として会計情報の需要を導き出し, 会計情報の株価への投影を提供するようなアカデミックな会計理論は存在しない。その結果, どのように会計基準が最適に決定されるべきかを記述する基準設定のアカデミックな理論は存在しない」(*Ibid.*, p. 90) としたうえで, 「価値関連性論」での推定式には, 財務諸表に反映されていない諸変数を含む現在の企業価値を説明し, 将来の企業価値を予測するために役立つすべての変数が含まれるのではなく, 特定の会計数値の評価上の特性を理解するための変数が選択的に組み込まれるとする。このことは, 「価値関連性論」にあっては実際の株価がベンチマークとして多用されるものの, 「価値関連性論」は, 直接的な企業価値の推定に指向したファンダメンタル分析 (Houthisen and Watts (2001) のいう「直接的評価理論」に該当) を意図するものではなく, Houthisen and Watts (2001) のいう「持分評価インプット論」に該当することを意味する (以上, Barth et. al. (2001), p. 90)。「価値関連性論」は, 広範な財務報告の利用領域の中で中心的な利用形態とみなされる投資者の利用にターゲットを絞り, つまり一つの持分評価インプット論として, 「会計数値 (accounting amounts) がどのように株価に反映されているのか, よってその会計数値が会計基準の検討・審議に対し

て情報提供的でありうるのかについての基準設定者の事前の信念を修正することのできる証拠を, 基準設定者に提供するようにデザインされている」(Barth et. al. (2001), pp. 88-89) のであり, 「価値関連性論」の意義なり成果はもともと限定的に理解されるべきである。このような理解のもとで, 「価値関連性論」は, 会計基準設定に一定の役割を果たしてきたし果たすことができるというのが (Barth et. al. (2001)) の基本的なメッセージである。

Barth et. al. (2001) ではまた次のような指摘もみられる。「価値関連性論」にとって唯一必要な仮定は, 株価が投資者の総意を得たとみなしうる信念 (consensus beliefs) を反映するという仮定である。……「価値関連性論」にとって, 市場の効率性を仮定することは必要ではない。つまり持分市場価値が, 観察されない持分の「真の価値 (true value)」の「正しい」または「偏りのない」尺度であると仮定することも, あるいは持分市場価値が, 観察不能な企業の資産・負債または利益創出能力の「真の」経済的価値の偏りのない尺度を反映すると仮定することも「価値関連性論」には必要ではない。効率的市場というさらなる仮定が置かれて始めて, 分析の結果得られた推論が, 分析対象の会計数値 (accounting amounts) が真の基本価値 (true underlying value) を反映する程度ないし度合いと関連づけられることになるのである (*Ibid.*, pp. 94-95)。

財務報告の中核的な役割を, 意思決定有用性の観点から, 「投資家による企業成果の予測や企業価値のために, 将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報を提供することである」(「討議資料『会計情報の質的特性』序文) とする限り, 会計システムの評価規準として, 実際の株価に重要な役割を期待されることはいうまでもない。ここでの一つの重要な問題は, 企業価値の重要な一つの尺度である実際の株価についての会計研究における位置づけである。その一

つは、上記の「価値関連性論」にみられるように、株価は、投資者のコンセンサスを得た信念であるとするものである。第二は、効率的市場を仮定し、株価は真の価値に等しいとするナイーブな位置づけである。その三は、株価は真の価値に対するノイズのある一つの価値の指標にすぎないとする見方である。前二者の立場をとれば、実際の株価が会計システムの唯一あるいは最も重要な評価規準であり続ける。これに対して、第三の立場をとれば、株価とは異なる一つの評価規準が、会計の世界において浮上してくることになる。それは、いわゆる取引コストとよばれるものである。なぜなら、株価を真のファンダメンタル価値のノイズのある一つの指標とみなす場合の根拠として、情報コストとよばれるにせよ、裁定コストに注目するにせよ (Lee (2001)), 現実の市場が、不完備・不完全市場とならざるをえない原因の一つである取引コストの存在がまずはもって指摘されることになるからである。

#### IV. 財務会計研究における経済的規準

##### (1) 「取引コスト」

周知のように、取引コストの概念は、企業がなぜ存在するのかを説明しようとしたコース (Rolald Coase) によって提示された。ある取引が市場で行われ、また別の取引が企業組織で実施されるのは、そうすることが取引に係るコストの逡減につながるからである。このような文脈から、取引コストとは、交渉し、契約を結び、履行を監視するといった取引の遂行全体に係る費用と理解することができる。コースの定理ふうにいえば、取引コストのない世界では、経営者によるミクロ・レベルでの会計手続選択のあり方は重要ではない。なぜなら取引コストがない世界にあっては、なんらの費用を負担することなく、経営者は、交渉によって効率的な会計手続を見出すことができるからである。こ

のような推論は、マクロ・レベルでの会計基準設定機関による会計基準選択もまた重要ではないことを意味する。取引コストのない世界では、一般に認められた会計手続集合が予め設定されていようがまいが、取引コストを最小にする会計手続が経営者によって見出され、選択されるはずだからである。経営者の手続選択が、さらに基準設定機関の選択が重要となるのは、現実の世界にあっては取引コストが存在し、経営者の会計選択如何によって、関係者が負担する取引コストが異なってくると考えられるからである。

取引コスト・アプローチの多くの議論が組織形態の選択に向けられていることからみても、企業 (経営者) とステークホルダーとの取引の遂行に際しては、エージェンシー・コストを含む決して少なくない取引コストが存在するものと想定される。このことから、このような企業とステークホルダー間の取引において生ずる取引コストを (より多く) 削減する会計システムが、そうでない会計システムよりも望ましい、とする「取引コスト」規準を会計システムの評価規準の一つとして指摘することができる。

ミルグロム・ロバーツ (1997) は、取引コストの概念は、単純であるものの深い洞察力を有する考え方である一方、コース自身が取引コストの発生原因なり性格を明確にしなかったことから、体系的な理解<sup>10)</sup>なくしてはその有用性に

<sup>10)</sup> 取引コストの体系的な理解としては、基本的な取引の性格という取引の次元から、①取引を行うのに必要な投資の特殊性 (一般に資産特殊性とよばれる)、②取引の頻度と取引が繰り返される継続期間、③取引の複雑性と不確実性、④取引における業績測定の高難さおよび⑤ある取引と別の取引の連結性が、また取引コストの発生源泉からは、契約、組織形態あるいは制度はもともと (a)調整 (コーディネーション) と (b)動機づけを解決するための仕組みであることから、①調整コストと②動機づけコストに二分されることがある (ミルグロム・ロバーツ (1997), pp.31-36)。会計の観点からいえば、取引コストの発生源泉として、①取引を統治する仕組みに関わ

は限界がある<sup>11)</sup>と指摘する (*Ibid.*, p. 31)。加えて、経営者によって取引コストを最小化する手続が選択されるとすれば、現実には選択されている手続が取引コストの観点から効率的なものであるということになりかねず、これ以上の分析がなされないのであれば、議論はそれ以上進展しない。取引コスト・アプローチはトートロジーに陥りやすいということであり<sup>12)</sup>、工夫が

必要である。

取引コストないし契約コストの概念は、周知のように、Watts and Zimmerman (1978, 1986) によって、「実証的会計理論」ないし「会計手続選択論」として会計の世界に持ち込まれ、典型的には、ジェンセン・メックリッグタイプのエージェンシー・コストの形で、経営者の会計選択行動を、契約コスト (エージェンシー・コスト) の観点から、説明し予測するという会計研究の有力な一つの地平を切り開くことになった。そこでは一般に、経営者報酬契約、債務契約および租税・規制等に係るコストに焦点が当てられた<sup>13)</sup>。しかし負債・資本比率が債務契約に係るコストの代理変数として一般に用いられるといったように、契約コストそれ自体は、暗黙的にその存在が想定されるものであって、ほとんどの場合、明示的な形での取引コストの測定値が示されるわけではない。先に引用した点に加えて、「取引コスト」規準の一つの重大な弱点といえよう。

取引コスト (ないし契約コスト) の直接的な測定が示されるわけではないという点を、より純化された形で契約コストに焦点を当て、それに起因する経営者の会計選択を説明・予測しようとした数少ない研究の一つである Whittred and Zimmer (1994) で具体的にみておこう。かれらは、会計基準が設定される以前のオーストラリアにおける採取産業における法人格をもたないジョイント・ベンチャーの会計に注目し、「遂行される活動の性格および所有される資産タイプ・その資金調達の方法の本質的な相違

---

て生ずるガバナンス・コストと②測定コスト (measurement cost) の区別も重要である。ここで測定コストとは、例えば、財・サービスの質を決定する際に係わってくるコストで、交渉上の立場を有利にするため当事者が負担するものとされている (ミルグロム・ロバーツ (1997), p. 672)。

<sup>11)</sup> 取引コスト・アプローチの限界としてミルグロム・ロバーツ (1997) は次の二点を指摘している。①取引コストは存在するが、取引コストと生産費用といった他の費用とを区別することが容易ではないこと、②取引コストそれ自体が問題ではなく、効率的な仕組みは、取引コストを最小にするという考え方に関わった限界であり、ある取引に係る取引コストの総額の最小化が目的とされていて、このうちの取引の相手方が負担する取引コストは考慮されないのかどうか、あるいは取引コストの総額をなぜ取引の相手方に負担させようと試みないのかという点。さらには、どんな資源配分の問題についても多数の異なる解決方法があり、多くの異なった組織形態が効率性と両立しうる可能性があり、取引コストの最小化というだけの効率性基準は有用な概念になりえないということである (*Ibid.*, pp. 36-38)。

<sup>12)</sup> ウィリアムソン (1997) は、取引コスト経済学におけるトートロジーの落とし穴を回避し、取引コスト経済学のアイディアを記述可能にするためには、操作性をもたせる必要があるとし、以下の点を指摘している。

1. 分析の基本単位は取引である。2. (取引費用という点で) 取引に相違がみられるときに決定的となる属性は、頻度、不確実性およびとりわけ資産特殊性である (資産特殊性は、資産移転可能性の尺度である)。3. ガバナンス様式 (市場、ハイブリッド組織、民間機関、公共機関) のそれぞれは一連の属性によって定義され、それぞれ費用と能力について別個の構造的差異を示す。4. 各ガバナンス様式は、それぞれに特有の契約慣行形態に支えられている。5. 予測内容は、費用と能力、要するに主として取引費用の節約という点で異なるガバナンス構造には属性の異なる取引が結びつくという議論にかかっている。6. 予測内容は、制度的環境 (政治・司法制度、法、慣習、規範) (North, D. (1991) 'Institutions,' *Journal of Economic Perspective* 5, 97-112) をソフト・パラメーターの軌跡として、つまりガバナンスの費用 (特に相対費用) に変動をもたらすような変化とし

---

て扱うことによって、より豊富となる。7. 取引費用経済学が行うのは、常に比較制度分析である。比較として適切なものは、実現可能な選択肢間での比較である。それゆえ仮説的理想の持ち出すのは、操作上、不適切であるし、非効率か否かの検証はと矯正可能か否かによってなされる (*Ibid.*, pp. 8-9)。

<sup>13)</sup> 会計選択論のこれまでの展開、90年代にほとんど進歩がみられなかったことの原因およびそれを克服するための今後の課題については、Field, Lys and Vincent (2001) を参照せよ。

が、結果として契約コストの違いを導き、採取産業内における会計方法のバラツキを予想させる」(Ibid., p.102)と想定した。議論の対象となる契約内容は複雑であり、われわれにとって十分な理解はおぼつかないが、議論の要点は、上記のジョイント・ベンチャーで用いられる資産のタイプおよび資金調達政策の相違によって、契約コストが異なり、その結果、選択される会計方法が異なってくる、というものである。あるいは彼らの表現に従えば、「資産のタイプ、資金調達政策および会計方法は、実施される経済活動のタイプにとって内生的な変数として特定化される」(Ibid., p.96)ということになる。なお、ここで想定される異なる会計方法とは、ジョイント・ベンチャーを形成する共同事業者による当該プロジェクトへの投資の会計処理方法であり、より具体的には一行連結(one-line reporting, なお、ここでは、持分法、時価法および原価法が含まれる)か比例連結(line-by-line reporting)かということである。

まず資産タイプであるが、上記のジョイント・ベンチャーが遂行する活動が探査活動である場合には、ベンチャーの資産は主に成長オプションから構成される無形資産と考えられ、多額の資金を必要とせず、よってレバレッジも高くなく、多くはコスト・シェアリングの実践であることから、プロジェクトの債権者からの負債誘因的な比例連結への必要性はほとんどみられない。加えて当該プロジェクトには無関係な共同事業者の一般債権者からは、この成長オプションとしての性格をもつ探査活動への投資額は、共同事業者に対する一般の債権の担保となりうる資産とはその性格を異にすることから、一般的な他の資産とは分離して報告されることが望ましい。よって、この場合のプロジェクト投資額は一行連結で処理されると予想されることになる(Ibid., pp.95-102)。

Whittred and Zimmer (1994) において会計手

続選択の主たる説明因とみなされる資金調達政策に関してはどうか。資金調達政策が必要になるという状況は、ジョイント・ベンチャーの活動が探査の段階を脱して開発・生産の段階に至ったことを意味し、有形資産(assets-in-place)の存在が前提となる。この段階での具体的な資金調達契約に関しては、当該プロジェクトのキャッシュ・フローの「質」および担保となる当該プロジェクト関連資産の性格に応じて、①共同事業者の直接的な保証を前提とした「リコース義務つき契約」と②共同事業者の間接的な保証を前提とした「リコース義務なし契約」の二つの契約タイプが存在するとされる。前者の場合の保証は、共同事業の一般的な債務という性格をもち、また当該プロジェクトの債権者からは共同事業者の資産全体に対する担保となることから、共同事業者の資産全体をカバーする一組の財務諸表への要求が生まれることになる。後者の場合、当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フローのもとでの間接的な保証が存在するに過ぎず、共同事業者が負う一般的な債務とは明らかにその性格が異なり、共同事業者にとって当該プロジェクトへの投資額を比例連結しようというインセンティブは生じない。また当該プロジェクトの債権者からみて、利害を有するのはあくまでプロジェクトの資産であって、共同事業者のその他の資産に対する利害は、たとえ有するとしてもあくまで二次的なものである。この場合の会計報告は、一行連結が選択されることになると予想される(Ibid., pp.95-102)。

法人格をもたないジョイント・ベンチャーに従事する企業、当該ベンチャーの資金調達のあり方および当該ベンチャーの会計方法、を識別することができる1985年度をベースとした鉱業に属するオーストラリアの上場企業のサンプル126件について調査した一連の結果は、予想とコンシステントなものであった。とりわけ興味深い結果は、会計方法を被説明変数(一行連結

= 0, 比例連結= 1), 資金調達タイプ (リコース義務つき= 0, リコース義務なし= 1), 企業規模 (総資産の自然対数), レバレッジ (負債/総資産) を説明変数とするプロビット分析において, 資金調達タイプのみが有意であった (片側検定で 5% レベル) という点である。この多変量分析の文脈においては, 会計手続選択論一般の分析において多くの場合有意となる企業規模およびレバレッジは有意な変数とはならなかったのである。

契約コストの観点からの経営者の会計行動の説明・予測をより強く意識した Whittred and Zimmer (1994) においてさえ, 主たる分析の対象は契約の内容であり, ごく素朴なレベルで, 複雑な内容をもつ契約は, 単純な内容の契約に比べて契約コストが高いと仮定しているように見え, ある種の操作性を具備した契約コストの多寡が, 会計方法選択の説明因として明示的に指摘され, 比較されているわけではない。会計システムの評価規準の観点からいえば, 今後一層, 企業を巡るステークホルダー間での利害の調整を目的とした会計選択に関わった取引コストないし契約コストの発生源の探求とそれらの把握・測定への努力, 会計規準の設定・変更といった会計制度変革におけるこれらのコストのシフトの方向性とその程度の把握などに向けた地道な努力が求められているといえよう。

## (2) 「経済的厚生」

いうまでもなく, 経済学, とりわけミクロ経済学においては, さまざまな局面での経済的な選択の規準として, 個人の満足度を意味する効用概念が大いに活躍する。さらに各社会構成員の効用の総体としての社会レベルでの効用は, 社会的厚生とよばれる<sup>14)</sup>。この点について「消

費者がある財をある量消費することによって得られる総効用と, 消費者がその財を購入する際に支払わなければならない金額の差」を消費者余剰, 「固定費用がない場合, 価格と限界費用との差は……限界的な生産量を増加することによって生み出す余剰をあらわす。……この総計」を生産者余剰, 「消費者余剰と生産者余剰の合計」は社会的余剰とよばれる (奥口他 (1989), pp. 176-177)。これらの概念のいずれもが, 経済学において, さまざまな局面での選択, 代替的な政策ないし制度の評価のためのベンチマークとして用いられる。

ある一つの会計・開示基準が新たに導入されたとしよう。この場合, 新会計基準導入の前後において, 企業サイドの生産者余剰 (基本的には, 企業の利益) がどう変化するのか, 投資者など会計利用者の消費者余剰はどうか, その結果としての両者の合計を意味する社会的余剰はどうか, といったように経済的厚生を参照枠として用いることができれば, 当該会計基準の望ましさについて, 当該会計基準導入の意義について, 一定の指針を得ることができる。

---

る際の方法や基準に関する経済理論といえよう。一般均衡理論との関連で特に関心が払われてきたのは, 価格による調整機能を内蔵する市場経済という特定の制度の諸性質, なかでも市場が資源配分に果たす役割についての評価である。同時に, 市場の限界・欠陥についての究明, さらに市場との代替的な配分メカニズムの検討も行われている」(奥口・酒井・市岡・永谷 (1989), p. 242) とされる。また, 次のような指摘もある「厚生経済学の観点から資源配分メカニズムとしての市場の有効性を判定する 2 つの基準は, 効率性 efficiency と公正 equity である」(同上書, p. 242)。経済分野における配分面での効率性と分配面での公正性という 2 つの基準は, われわれにとっても慣れ親しんだものであるが, 会計の世界にあっては, 何が望ましい会計情報なのかを具体的に議論する会計情報の質的特性に関して, 上位の目的である意思決定の有用性を支え, しばしばそのトレード・オフが指摘される目的適合性 (relevance) と信頼性 (reliability) という 2 つの基準が存在する (FASB 概念報告書第 2 号)。市場の有効性を判定する 2 つの基準を念頭に置きながら, 会計システムの評価規準という次元で, 改めて両者の対比を想起することは興味深いように思われる。

<sup>14)</sup> 競争均衡の帰結を評価する経済学の分野はとくに厚生経済学 (welfare economics) と呼ばれる。「広義の厚生経済学は, 複数の代替的な政策や制度を選択す

もとよりこの種の議論は、会計情報に関する理論分析ないしモデル分析が前提となる。会計分野においても、今日まで数多くの理論分析・モデル分析が展開されており、またそこで用いられるモデルのタイプもさまざまである。ここでは、企業サイド、消費者サイドおよび社会全体の厚生水準をより明確な形で対比することができるという特徴をもつ、複占モデルに基づく情報共有論 (literature on information sharing) に分類される Pae (2000) の議論を簡単にみてみたい。

Pae (2000) の関心事は、開示の強制が企業、製品の買手 (消費者) および社会全体の効率性の改善という意図された目的を達成することができるのかどうかというものであり、依拠する基本的なモデルのタイプは、需要不確実性下でのクールノー複占ゲームである。具体的には、製品市場において生産量を競い合うリスク中立的な2社が存在する (新規の参入は想定されていない)。企業  $i = 1, 2$  の生産量を  $q_i$  とし、産業全体の生産量は  $Q (= q_1 + q_2)$  となる。確率的な線形逆需要関数は  $P = A - Q$  と示される。ここで  $P$  は価格、 $A$  は確率的な需要曲線の切片である。切片の  $A$  は  $A = a + \delta_1 + \delta_2$  と表される。ここで  $a (> 0)$  は定数、 $\delta_i$  は、 $\delta_i \in [\delta_2, \delta_1]$ 、 $E[\delta_i] = 0$ 、 $Var[\delta_i] = \sigma^2$  とされ、 $\delta_1$  と  $\delta_2$  は独立、また、企業の均衡生産量が任意の  $(\delta_1, \delta_2)$  の実現値に対して非負となるよう  $a + 4\delta \geq 0$  と仮定されている。 $\delta \equiv (\delta_1, \delta_2)$  は、以下でも示すように date 3 で実現し、各企業  $i$  は  $\delta_i$  の実現値を、私的に観察することになる。需要曲線の切片である  $A$  の平均 ( $E[A] = a$ ) は当該製品市場の平均的な市場規模を、また  $A$  の分散 ( $Var[A] = 2\sigma^2$ ) は、当該製品市場における需要の不確実性の程度を示していることに留意する。

事象のシーケンスは3日間が想定され、date 1 で、これら2社は、一定の生産量の生産

にコミットメントするかしないかを同時に決定する。Pae (2000) は、先に生産することを決定しておくか決定しないかを競い合うゲームを、出し抜き (preemption) ゲームとよんでいる。なおここでの生産に対するコミットメントは、自身の生産量のすべてについてであり、コミットメントを行わない場合は、date 3 で実現する  $\delta_i$  の観察を待って、date 3 で生産量を決定し、生産することになる。

date 2 では、date 1 での出し抜きゲームの結果が明らかになる。起こりうる結果は、次の3通りである。(1) 両社がともに例えば  $q_1$ 、 $q_2$  といった生産量にコミットする場合である。この場合、コミットメントした生産量  $q_1$ 、 $q_2$  を所与として、各企業は  $\delta$  が実現する date 3 で利潤を獲得することになる。この場合の両社の期待ペイオフは、いうまでもなく、需要不確実性下での同時手番クールノーゲームの期待ペイオフと同一である。(2) 一方の企業 (企業  $i$ ) のみが生産にコミットし、もう一方の企業 (企業  $j$ ) は生産にコミットしない場合である。この場合、生産にコミットした企業  $i$  はシュタッケンベルク・リーダーとなり、生産にコミットしなかった企業  $j$  は、企業  $i$  の生産量 ( $q_i$ ) を観察した後に date 3 で  $q_j$  を生産することになり、シュタッケンベルク・フォロワーとなる。(3) いずれの企業も生産にコミットしない場合である。この場合の意味は、両社ともに  $\delta$  が実現するまで生産を遅らせるということである。この場合、date 3 で観察することになる各企業の私的な需要情報をあてにして、date 2 の段階では、変更することのできない開示政策 (自社にとっての私的な需要情報  $\delta_i$ 、 $i = 1, 2$  を開示するか差し控えるか) を同時に決定する。なお、開示される情報は真実であると仮定されている。これはいわゆる標準的な情報共有ゲームに他ならない。次いで両社は自社の生産量を同時に決定する。

Date 3 では、各社にとっての私的な需要情報

$\delta_i$  が実現し、date 1 あるいは date 3 で生産された数量が市場に提供され、各企業のペイオフが実現する。

ここでは、改めて展開型による全体ゲームの記述を示さないが、要するに、出し抜きゲームという全体のゲームの中に、一つのサブ・ゲームとして情報共有ゲームが組み込まれているというのが Pae (2000) の特徴である。各戦略の組は、①  $(C_1, C_2)$ 、②  $(C_1, W_2)$  または  $(W_1, C_2)$ 、③  $(W_1, W_2)$  のもとで、 $(N_1, N_2)$ 、 $(N_1, D_2)$  または  $(D_1, D_2)$  となる。ここで、 $C_i$  は企業  $i$  は需要パラメータの実現に先立って生産にコミットする、 $W_i$  は企業  $i$  は生産を遅らせ需要パラメータの実現を待つ、 $D_i$  は  $(W_1, W_2)$  のケースにおいて企業  $i$  が自身の私的情報を開示することにコミットする、 $N_i$  は  $(W_1, W_2)$  のケースにおいて企業  $i$  が自身の私的情報を開示しないことにコミットすることを、それぞれ示している。

次の作業は均衡（ベイジアン＝ナッシュ均衡）をもとめることである。バックワード・インダクションの観点から、まずは出し抜きゲームに組み込まれたサブ・ゲームである情報共有ゲームに注目する。この場合、2社ともに私的情報を開示しないことにコミットするという戦略、 $N \equiv (N_1, N_2)$  がユニークな均衡となることがよく知られている。よって次の段階として、③  $(W_1, W_2)$  のケースについては、その後  $(N_1, N_2)$  がプレーされるということを考慮したうえで、①  $(C_1, C_2)$ 、②  $(C_1, W_2)$  または  $(W_1, C_2)$ 、③  $(W_1, W_2)$  の3つのケースについて、各企業の生産量と期待利潤が計算されることになる。ここで当該製品市場の平均的な市場規模を表すパラメータ  $a$  および当該製品市場における需要の不確実性の程度を示すパラメータ  $\sigma^2$  のとりうる値に応じて、(i) ②  $(C_1, W_2)$  または  $(W_1, C_2)$  という戦略の組は現実的な均衡とはいえないこと（つまり、Pae (2000) のゲームの構造にあっては、両社は常に市場を均等にシェアし、シュタッケンベルクのリー

ダー・フォロワーの関係は生じないこと）および (ii) ③  $(W_1, W_2)$  の組は、①  $(C_1, C_2)$  の組に対して、両社ともにペイオフが大きく、パレート・ドミナントな均衡であることから、結果として、自発的開示制度を前提とした全体ゲームの均衡は、以下のように示されることになる。

$$\delta^2 \leq \frac{a^2}{18} \text{ の場合、} (C_1, C_2) \text{ が均衡となる。}$$

(以下では、(C) と表記する)

$\delta^2 > \frac{a^2}{18}$  の場合、 $(W_1, W_2)$  かつ  $(N_1, N_2)$  が均衡となる。

(以下では、(WN) と表記する)

次に必要な作業は、全体ゲームである出し抜きゲームのうち、③  $(W_1, W_2)$  の組におけるサブ・ゲーム（情報共有ゲーム）について、両社に私的な需要情報の開示を強制する（あるいは開示を規制する）場合の均衡を求めることである。もとより、このサブ・ゲームについて開示の強制がなされないのであれば、両社とも開示をしないことが均衡であった。同様にバックワード・インダクションの計算から、パラメータの値に応じて、以下のような結果が得られる。

$$\delta^2 \leq \frac{a^2}{16} \text{ の場合、} (C_1, C_2) \text{ が均衡となる。}$$

(同様に、以下では、(C) と表記する)

$\delta^2 > \frac{a^2}{16}$  の場合、 $(W_1, W_2)$  かつ  $(D_1, D_2)$  が均衡となる。(以下では、(WD) と表記する)

自発的開示制度のもとでの均衡と強制的開示制度のもとでの均衡を、以下の3つのケースについて比較する。

(i)  $\delta^2 \leq \frac{a^2}{18}$  の場合 強制的開示制度のもとでも、自発的開示制度の場合と同様に、C がプレーされることになり、開示の強制ないし開示の規制は、資源配分の変更をもたらさず、開示規制は完全に非効率なものとなる。換言すると、この場合、生産量が決定されたのち、付け足しのように開示がなされるのであって、開示は資源配分に全く影響を与えない。つまり自

発的開示制度であれ強制的開示制度であれ、そこでの企業の期待ペイオフ（期待利潤）、消費者余剰および社会的余剰は同一であることから、開示を強制することによる開示の履行・強制コストが無視できないものであるとすれば、開示の強制は、社会的厚生を低下させることになる。

(ii)  $\frac{a^2}{18} < \delta^2 \leq \frac{a^2}{16}$  の場合 自発的開示制度のもとでは  $WN$  がプレーされるのに対して、強制的開示は  $C$  をプレーするように促す。開示の強制ないし規制は、両社について自身の私的需要情報を得るに先立って生産量を決定することが望ましいパラメータの値の範囲を拡大するのである。開示規制が  $WN \rightarrow C$  に企業の行動を変化させる理由は、企業の期待ペイオフが

	<u>自発的開示制度</u>	大小関係	<u>強制的開示制度</u>
企業のペイオフ	$E[\pi_i WN] = \frac{1}{9}a^2 + \frac{1}{4}\delta^2$	(>)	$E[\pi_i C] = \frac{1}{9}a^2$
消費者余剰	$E[CS^* WN] = \frac{2}{9}a^2 + \frac{1}{4}\delta^2$	(>)	$E[CS^* C] = \frac{2}{9}a^2$
社会的余剰	$E[SS^* WN] = \frac{1}{3}a^2 + \frac{1}{2}\delta^2$	(>)	$E[SS^* C] = \frac{1}{3}a^2$

よって、 $\frac{a^2}{18} < \delta^2 < \frac{a^2}{16}$  の場合、自発的開示制度のもとで生産量の決定を遅らせていた企業は、開示規制の導入により、私的需要情報の到来を待たずに生産量の決定をするようインセンティブ構造の変更を促され、この結果、厚生上のパレート損失を招くことが示される。

(iii)  $\delta^2 > \frac{a^2}{16}$  の場合 自発的開示制度下であれ、強制的開示制度下であれ、企業は、私的需要情報を待つて生産量を決定することにな

	<u>自発的開示制度</u>	大小関係	<u>強制的開示制度</u>
企業のペイオフ	$E[\pi_i WN] = \frac{1}{9}a^2 + \frac{1}{4}\delta^2$	(>)	$E[\pi_i WD] = \frac{1}{9}a^2 + \frac{2}{9}\delta^2$
消費者余剰	$E[CS^* WN] = \frac{2}{9}a^2 + \frac{1}{4}\delta^2$	(<)	$E[CS^* WD] = \frac{2}{9}a^2 + \frac{4}{9}\delta^2$
社会的余剰	$E[SS^* WN] = \frac{1}{3}a^2 + \frac{1}{2}\delta^2$	(<)	$E[SS^* WD] = \frac{1}{3}a^2 + \frac{2}{3}\delta^2$

$WD$  の均衡における期待ペイオフに比べて、 $WN$  の均衡の場合の方が大きいからである。均衡  $C$  の期待ペイオフは開示の強制とは独立であり、自身の私的需要情報の開示が強制される場合、生産を遅らせることは魅力の乏しい選択肢となるからである。この結果、強制的開示制度のもとで企業は、date 1 で生産量を決定するという強いインセンティブを有することになる。ただし私的需要情報の獲得に先立つ生産へのコミットは、両社を不利にする。

この点を含め、(ii) の場合における自発的開示制度および強制的開示制度のもとでの、企業 ( $i = 1, 2$ ) のペイオフ、消費者余剰および社会的余剰 (= 企業のペイオフ + 消費者余剰) の結果をそれぞれ示すと以下ようになる。

この理由については、市場規模 ( $a$ ) に対して、需要の不確実性の程度 ( $\delta^2$ ) が大きい場合、より多くの情報のもとで生産量を決定しようというインセンティブがドミナントとなるからである。上記の (ii) のケースと同様に、自発的開示制度および強制的開示制度のもとでの、企業 ( $i = 1, 2$ ) のペイオフ、消費者余剰および社会的余剰 (= 企業のペイオフ + 消費者余剰) の結果を整理し、比較すると次のようになる。

このように、 $\delta^2 > \frac{a^2}{16}$  の場合、自発的開示制度に対して、強制的開示は、企業の期待ペイオフをわずかながら低下させる一方で、消費者余剰を増加させ、その結果としての全体としての社会的余剰も増加させる。このケースのみが、開示規制の経済的厚生に及ぼす効果について、当初の期待通りの結果が示されるケースであるといえるが、同様に開示を強制することのコストを考えると、当初の期待通りの結果が生み出される範囲はさらに狭まることに留意しておく必要がある。

Pae (2000) は、以上の結果の含意を、市場規模が大きく需要不確実性が小さい場合、開示の強制が社会的厚生の低下といったネガティブな帰結を招く可能性が高いと要約し、会計基準設定機関は、開示の強制に先立って個々の産業の需要パラメータに関する情報収集に努めることは価値があるとする政策的含意を導いている(以上、Pae (2000), pp.337-344)。

このように寡占(より正確には複占)モデルにおける情報構造の分析は、企業サイド、消費者サイドおよび全体としての社会的厚生に関して、明確な比較を可能にするという意味で、会計システムないし個々の会計基準を評価する分析枠組みとして極めて魅力的である。また取り上げた Pae (2000) の結果にも一部示されているように、企業側の厚生と消費者側の厚生の順序づけが異なる場合、いずれのサイドに立って判断すべきか、あるいは全体としての社会的厚生の観点から判断すべきかといった、われわれにとってこれまでさほど意識してこなかった論点の存在をも明らかにする。

もとより会計システム評価のための分析枠組みとして、寡占モデルについては不満な点も少なくない。その一つは、余剰が算定される消費者が文字通り製品の買手であり、財務会計がまずはもって注目する投資者は通常モデルでは分析対象とはならないということである。その

二は、取り上げた Pae (2000) にあっては、開示・非開示の対象となる情報の内容が、個々の企業にとっての私的な需要に関する情報であって、具体的な会計情報をイメージするにはやや距離があるという点である。もっとも Pae (2000) にあっては、自発的開示か開示規制かの比較が目的であり、例えば、原価評価か時価評価かといった会計固有の論点を比較することは当初より目的ではない。加えてクールノー複占ゲームであっても需要不確実ではなくコスト不確実が想定される場合には、開示・非開示の対象となる情報は個々の企業の生産コスト(あるいはその限界コスト)となり、その分だけ会計情報に近づく。ただ寡占モデルも含め、情報を取り扱うモデル分析においては、例えば、企業利益( $\tilde{u}$ )であれば、経営者の努力量( $e$ )に、ある種の確率的な誤差項( $\tilde{\varepsilon}$ )を加えた、 $\tilde{u} = e + \tilde{\varepsilon}$ ,  $\tilde{\varepsilon} \sim N(0, \delta)$ , といった線形関数で表され、さらに利益報告( $\tilde{r}$ )は、企業利益にある種の確率的な誤差項( $\tilde{\eta}$ )を加算した、 $\tilde{r} = \tilde{u} + \tilde{\eta}$ ,  $\tilde{\eta} \sim N(0, \theta)$  といった線形関数で表現ないし記述されるのが一般的である。もちろん、演算上の取扱易さが決定的に重要であり、指導的な立場にある会計理論家達かもとより大いに努力してきたに違いないが、より具体的な示唆を得るため、固有の会計情報により近似した形でのモデル化について今後一層の展開を期待したいと思う。

情報一般の分析から脱して、会計情報固有の分析が望まれるとすれば、会計情報は他の情報源といかなる点で異なっているのが問題となる。情報を生み出す一つの仕組みとして、かりに会計に比較優位があるとすれば、それは一体何に起因するのであろうか。このような点を明らかにするには、これまでみられたように、伝統的な会計測定論を、不確実性下における会計数値の利用といった経済学のコンテキストに置き替えるというのではなく、むしろ伝統的な会計上の論点である資産評価、利益決定ある

いはこれらを支える会計上の主要な一連の概念（例えば保守主義、実現主義など）それ自体を、経済的なセッティングのもとで分析することが必要ではないか、換言すると、会計の認識・測定構造と情報経済学の分析枠組みを融合した会計研究が、会計のよりよい理解をもたらすにちがいないとの指摘がある（Liang (2001), pp. 237-238）。確かに指摘の通りであり、このような議論に今後大いに注目すべきであろう<sup>15)</sup>。

### (3) 「完全会計モデル」

伝統的なマイクロ経済学では、完全・完備市場を仮定した完全競争モデルおよびそれがもたらす経済的帰結が、その後展開されることになる独占的競争市場、寡占市場、独占市場さらには不完全情報市場といった異なる市場タイプがもたらす経済的帰結を評価するベンチマークとして位置づけられている。完全競争モデルで含意される均衡価格と均衡数量に対して、例えば独占のもとで決定される価格と数量がどの程度乖離しているのかで、独占のパフォーマンスが評価されるのであり、完全競争市場での消費者余剰、生産者余剰あるいはその合計である社会的余剰と、独占市場のもとでのそれらが比較され、独占の非効率性の存在あるいは非効率の程度が示されることになるのである。

完全競争モデルはまた同様に「法と経済学」の分野において、法律を評価する判断基準としてもしばしば用いられている。実際、「法と経済学」のテキストでは、最初に完全競争モデルの簡潔な説明がなされ、その枠組みを用いて、契約法、不法行為法など「法と経済学」の論点が順次分析されることが少なくない<sup>16)</sup>。「法と

経済学」における評価の一つの参照枠は、明らかに完全競争モデルである。

このような観点から、会計学の世界であっても、マイクロ経済学における完全競争モデルに比肩しうる真空状態での「完全会計モデル」といったものが展開できないか、もし展開できるとすれば、それが会計システムの評価装置として有用な一つの参照枠を提供するのではないかと期待を生む。このようなアイデアはまた先に指摘した「均衡への諸力の結果としての会計情報の需要を導き出し、会計情報の株価への投影を提供するアカデミックな会計理論」(Barth et. al. (2001), p. 90) 構築への試みに一脈通じるものである。

もとより、ここにいう「完全会計モデル」を具体的にどのように構築するのが一番の問題である。情報は完全であり、取引コストが存在しないとの仮定のもとでは、会計システムはどのようなものになるのであろうか。このような状況のもとでは企業組織は存在せずよって会計システムもまた必要とされないとの理由から、このような設定を考慮外として捨象するのではなく、あくまで評価のための単なる一つの分析枠組みの構築との位置づけから、あえて理想空間のもとで、会計の認識・測定のあり方を記述し、他方で同様の仮定のもとでの報告のあり方とその経済的影響（会計数値による直接的な資源配分への影響および会計数値の市場価格形成へのインパクト）を記述し、その双方を所与として、経営者がどのように会計数値を形成し会計情報を作成するのかをモデル化することの意義も全くないとはいえない。このような形での「完全会計モデル」は、個々の具体的な会計基準あるいは現行の会計システムが、理想空間での会計上の認識・測定にどのような歪みをもたらしているかは歪みを是正するものであり、その結果としてどの程度の経済的影響の相違をもた

<sup>15)</sup> このような議論の一端は、椎葉 (2003) によって紹介されている。

<sup>16)</sup> 例えば、ハリソン (2001)、クーター・ユーレン (2002) をみよ。また最近では、クーター・ユーレン (2002) もそうであるが、ゲームの理論が「法と経済学」のテキストにおいて評価のための参照枠とし

らすのかの一つのベンチマークを提供することが期待される。

契約コストの存在を仮定し、現実の経営者による会計手続の選択が、企業価値最大化に向けた効率的な手続選択であるか、集計的な富の純増がないもとの経営者自身への富の移転を意図した機会主義的手続選択であるのかといった問題意識から、現実になされている経営者の会計選択における両者の相対的重要度を実証的に分析しようとした Christie and Zimmerman (1994) の議論は、効率的会計選択とは一体どのようなものなのか、具体的に効率的会計選択をどのように理解すればよいのかに関わって、われわれに一つの示唆を与える。

彼らは、経営者の期待機会主義 (expected managerial opportunism) を、請求権保有者 (株主および債権者) が経営者に起因すると予想する価値の減少額であると理解する。事前の契約において請求権保有者は進んで支払う請求権価格を引き下げるなどにより、期待機会主義は価格保護されることから、経営者は期待機会主義を最小化するインセンティブをもち、企業価値を最大にする期待機会主義は、ちょうどモニタリングおよび契約の限界コストが期待機会主義の限界減少額に等しい場合に生ずることになる。このように請求権保有者は価格保護されるので、機会主義とは、期待機会主義を超える超過機会主義ということになる。要するに機会主義とは、経営者の意思決定による価値影響額 (value effect) と経営者の意思決定時点で請求権保有者が期待する経営者の意思決定による影響額との差ということになる。あるいは機会主義とは、全体としての富が増加しない状況のもとで、請求権保有者から経営者に富を移転する期待外の経営者の行動であるということもできる (Ibid., pp. 541-542)。

Christie and Zimmerman (1994) の具体的な切り口、サンプル、リサーチ・デザイン、分析結果を以下要約しておこう (Ibid., pp. 539-557)。

彼らは上述したように、機会主義を期待部分を超える期待外部分とみなし、機会主義的会計選択を、会計手続選択がなされる時点での情報を所与として、期待される利益増加型会計選択を超える利益増加型会計選択と定義する。このような定義を前提として、1981年から1989年の期間において、合併提案、5%以上の株式買占め、テNDER・オファ、委任状争奪など会社コントロール市場でターゲットとなった企業のサンプル543件が収集された。会社コントロール市場でターゲットになるということは、同一産業に属するターゲットとはならなかった企業に比べて、ターゲットとなった時点で先立つ期間において、価値を最大にしない経営者 (機会主義的行動をとる経営者) が存在していた可能性が高いという理由からである。実証テストのキーとなるこの仮定から、以下で示されるように、ターゲットとはならず存続した企業が選択した会計手続を効率的会計選択のベンチマークとみなすことが可能になるという点も重要である。

次にターゲット企業と三桁の SIC 産業分類コードが等しい存続企業2社 (1社はターゲット企業の売上高よりわずかに小さい売上高をもつ企業、他の1社はターゲット企業の売上高よりわずかに大きい売上高をもつ企業) がコントロール・サンプルとして選択される。ターゲット企業および存続企業の会計方法としては、減価償却方法、棚卸資産期末評価方法、投資税額控除の三つが取り上げられ、それぞれ直線法、FIFO およびフロー・スルー法であれば利益増加型手続として1が、加速償却法、LIFO および繰延法の場合には利益減少型手続として0が割り当てられる。また会計選択における機会主義を推定するためには効率的選択をコントロールする必要があるが、どの会計方法が企業価値を最大にするのかは明らかではなく、加えて期待機会主義の金額を含む効率的な会計選択は、産業ごとでどのように異なるのかも明らかでは

ない。そこで彼らは、ターゲット企業が属する産業においてターゲットとはならず存続している企業の平均的な会計方法が効率的な会計選択を反映しているとする経済的ダウイン主義を想定し、ターゲット企業が属する産業においてターゲットとはならず存続している企業が利益増加的会計手続を選択している比率を、会計選択の「産業指標」として各年ごとに求めることにした。

実証テストは、はじめてターゲットとなった年度を0とし、-1年度から-11年度までの期間における、三つの会計方法別に、年度ごとのクロス・セクション回帰分析を用いて行われた。期待機会主義を含む企業価値最大化会計選択が変化する新しい情報を考慮するためである。また効率的会計選択のコントロール変数として、存続企業の平均的な会計選択、税務上の欠損金の存在、営業業績尺度が考慮されている。具体的なりサーチ・デザインは、以下のようである。

$$M_{it}^j = a_{0t}^j + a_{1t}^j D_i + a_{2t}^j CARRY_{it} + a_{3t}^j COVER_{it} + a_{4t}^j RET_{it} + a_{5t}^j RISK_{it} + a_{6t}^j LEV_{it} + a_{7t}^j SIZE_{it}$$

ここで、

$$t = -11, -10, \dots, -1,$$

$j = 1$  (減価償却方法),  $2$  (棚卸資産評価方法),  $3$  (税額控除方法)

$M_{it}^j$  = 企業  $i$  による  $j$  番目の会計方法 ( $1 =$  利益増加型,  $0 =$  それ以外) から、 $j$  番目の会計手続選択の産業平均を控除したもの

$D_i = i$  番目の企業が会社コントロール市場でターゲットとなっている場合は  $1$ , それ以外は  $0$ , なお、このテイクオーバー・ダミー変数は、ターゲット企業の会計選択の相違を把握するための変数であることに留意する。

$CARRY_{it} =$  繰越欠損金がある場合は  $1$ , それ以外は  $0$ , これから  $CARRY$  の産業平均値を控除したもの

$COVER_{it} =$  (純利益+税引後支払利子)/支払利子から、 $COVER$  の産業平均値を控除

したもの

$RET_{it} =$  企業  $i$  の株式リターンから  $RET$  の産業平均値を控除したもの

$RISK_{it} =$  企業  $i$  の株式リターンの標準偏差から  $RISK$  の産業平均値を控除したもの

$LEV_{it} =$  (負債の帳簿価額)/資産合計から  $LEV$  の産業平均値を控除したもの

$SIZE_{it} = \log$  (売上高) から  $\log$  (売上高の産業平均値) を控除したもの

結果は、3つの会計方法について類似したものであることから、減価償却方法の場合についてのみテイクオーバー・ダミー変数 ( $D_i$ ) を簡単にみておくと、その係数 ( $a_{1t}^j$ ) の平均は、前半年度 (-11年度~-7年度) では  $0.032$ , 後半年度 (-6年度~-1年度) では  $0.038$  であり、後半年度において  $20\%$  程度高くなっている。各年度の係数の符号は、予想通りすべてが正であったが、後半の各年度 (-6年度~-1年度) においてのみ  $5\%$  レベルで統計的に有意であった。ターゲット企業は、それとマッチングされた同一産業の存続企業に比べてより頻繁に直線法を選択し、この傾向は時が経過するごとに強まっていくのである。しかし、企業業績、資本構造および規模の相違をコントロールした後では、ターゲット企業  $100$  社のうち  $3$  社ないし  $4$  社が、マッチングされた存続企業に比べて、より頻繁に利益増加的な減価償却方法を選択するといったことに過ぎない。マッチングされた存続企業の約  $78\%$  が直線法を選択していることから (つまり直線法という会計手続の「産業指標」は  $78\%$ )、この  $78\%$  という直線法を選択する企業の平均的な確率に対して、ターゲットとなった時期に近い後半期間においてすら、ターゲット企業が直線法を選択する傾向は、わずかに  $3.8\%$  程度しか強くないということである。会計手続の「産業指標」およびその変化が効率的な会計選択を示しているという彼らの仮定からは、会計機会主義がターゲット・サンプルに認められるといえる反面、減価

償却方法の選択を説明する影響としてはせいぜい二次的なものであり、Christie and Zimmerman (1994) は、会計選択の説明には、機会主義よりも効率性がより重要であると結論づけた。

Christie and Zimmerman (1994) は、将来の環境は変化し、どの会計方法を選択することが企業の価値を最大にするのかについて経営者は固有の知識を有していることから、将来の会計選択についてある種の裁量を経営者に認めることが最適であるとする。また一方で請求権保有者に対する価格保護を認め、他方では情報の非対称性およびモニタリング・コストの存在から請求権保有者は経営者を完全にはモニターできないと想定した (*Ibid.*, p. 541)。換言すると、いわゆる残余損失の発生につながる経営者の機会主義的会計選択に焦点を当てたわけである。このような残余損失の発生につながる契約コストの存在という想定は、産業平均的な会計選択を効率的な選択とみることに結びつくことになる。では、このような契約コストの存在すら認めない「完全・完備」の場合の効率的会計選択はどのように記述されるのであろうか。さきに議論した「完全会計モデル」とも関わって興味ある今後の検討課題の一つであるといえよう。

#### (4) 「経済政策との適合性」

デフレからの脱却が依然として必要とされた2003年に、与党の一部に「その他有価証券」の時価評価の見直し（選択制の導入）・固定資産減損会計の強制的導入時期の延期を目指す動きがあったことは記憶に新しい。いうまでもなく、デフレのこの時期になぜあえて企業の利益を減少させ、損失を増加させる可能性の高い会計基準を導入する必要があるのかというのがその主張の根拠である。新会計基準の導入あるいは会計基準の改正を、このような広く政治・経済の生々しい利害得失の文脈のもとで取り上げ、(短期的) 企業政策を根拠に会計基準の改廃を実施することは、会計システム全般に対す

る社会の信頼性の確保という観点から、一般に会計の世界ではあってはならないこととされてきたように思う。

このような「あってはならない」と切り捨てる姿勢は、会計システムの経済的影響が広く認識されるようになった今日において再検討の余地がある。上記のような(短期的) 企業政策を根拠とした主張に対する基準設定機関からの望ましい反論は、その時期において、「その他有価証券」の時価評価を強制し、減損会計を予定した時期に導入することが、決して景気動向に不利な影響を及ぼすものではないこと、あるいはむしろ早期の経済回復を図る有力な一つの方策であることをある種の分析枠組みあるいは一定の証拠も基づいて示すことである。事実、早期の経済回復に向け、とりわけ銀行に対して、不良債権のより厳格な査定と加速的な償却、繰延税金資産の資産性についてのより厳格な査定が推奨された。これらの議論は、いずれも会計基準の評価のための参照枠として、「経済政策との適合性」といったものが存在しうることを示唆している。

さらにいえば、所得税・法人税といった租税制度がそうであるように、経済全体の中での安定化装置として会計システムを用いるといった観点から、好況期には利益を押し下げる方向に不況期には利益を押し上げる方向に自動的に働くような会計基準を部分的に工夫する、あるいは産業政策・企業政策に向けた租税政策にみられるように、ごく一部の会計処理については、これらの政策目的に連動させるといったことも考えられないことではない。

確かに以上の議論は極端に過ぎるかもしれない。ただし、Bushman and Smith (2001) は、情報、金融の進歩、経済成長に結びついた経済理論・金融理論は、財務会計情報と一国の経済業績との関係の分析を動機づけ、またこれらの分野における最近の実証研究は、さまざまな制度的特質と一国の経済業績との国ごとの関係を

テストするためのリサーチ・デザインを進展させ、またデータベースを蓄積してきた (*Ibid.*, p.240) と指摘する。

Bushman and Smith (2001) が、このような分野の初期の研究としてしばしば取り上げている La Porta, Lopez-de-Silanes and Shleifer (1998) では、投資者保護法制のあり方（投資者保護法制はどの程度整備されているか）、法の履行・強制状況（投資者が権利を履行するためのメカニズムはどの程度機能しているか）および株式会社における所有集中度を、国別（49カ国）に尺度化し、(a)法の履行状況を代理する各変数（例えば、裁判システムの効率性、政府による収奪のリスク、政府による債務履行拒否のリスクなど）を被説明変数とし、投資者保護法制を代理する諸変数（1株1議決権原則の存在の有無、取締役に対抗する株主の権利の強弱、株主強制配当請求権の存在の有無）を説明変数とする回帰分析、(b)所有集中度を被説明変数とし投資者保護法制を代理する各変数を説明変数とする回帰分析などが実施されている。彼らの回帰分析の背後にある推論は、投資者保護法制が不十分である国々においては、厳格で効果的な強制ないし履行のシステムが存在しなければならない。また投資者保護法制が不十分である国々では、経営者を監視する支配的株主がより多額の資本を所有しておく必要がありまた株式公開に際しても会社側にとって魅力のない低い価格でしか一般の少数株主は株式を引き受けようとしなないことから、不十分な投資者保護法制は所有の集中化を刺激することになるというものである。要するに、投資者保護の弱さと履行・強制メカニズムの強さあるいは所有の集中は代替的であるというものである。

La Porta, Lopez-de-Silanes and Shleifer (1998) の分析で、われわれが注目したいのは、先の(a)の回帰分析において、「法と秩序の維持」を意味する法の履行・強制状況を代理する各変数の中に、会計基準も被説明変数として

加えられていることである。ここでの会計基準は、具体的には各国の会社報告書（1991年度版）の検討を通じて尺度化したとされる国別の会計基準の品質を表したものである。説明変数が、例えば、一人当たり GNP の自然対数、大陸法ダミー変数（大陸法の伝統があるとみなされる国々は1、英米法の伝統があるとされる国々は0）とした場合の回帰分析の結果は、調整済み決定係数が0.51であり、一人当たり GNP 変数の係数の符号は正、大陸法ダミー変数の係数の符号は負で、ともに1%レベルで有意であった。また(b)の所有集中度を被説明変数とした回帰分析については、例えば、一人当たりの GNP の自然対数、GNP の自然対数、ジニ係数、法の支配 (rule of law) の状況、大陸法の伝統があるとみなされる国々における法制度の起源に関するダミー変数（それぞれ、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンジナビア法起源の3つのダミー変数）、取締役に対抗する株主の権利の強弱、1株1議決権原則の存在の有無、株主強制配当請求権の存在の有無、債権者の権利の強弱、法定積立金規定の存在の有無の各変数に加えて、会計基準の品質を説明変数とした場合の結果では、会計基準の係数の符号は負で、10%レベルで有意であった。多くの変数についてなされる尺度化の粗さ、国別に起因するサンプル数の少なさなど問題点は少なくないが、Bushman and Smith (2001) が注目する分野の研究の一端はおおよそイメージできる。

Bushman and Smith (2001) では、財務会計情報が全体の経済業績に及ぼす影響の経路を、①経営者・投資者が行うよいプロジェクトかそうでないかのプロジェクトの識別を可能にするという財務会計情報の役割、②経営者によるプロジェクトの選択ないし収奪防止への規律づけといったガバナンスにおける財務会計情報の役割、③投資者間の情報非対称性を緩和するという財務会計情報の役割、といった3つのチャネルから説明しようとしており、加えて各経

路に関連した今後有望とみられる研究テーマが示唆されている。

有望とみなされた研究テーマの中には、産業レベルあるいは国レベルの経済業績、さらには投資、生産性、経済成長といったマクロ経済変数を、財務会計情報の品質といった会計情報の制度的特性によって説明しようあるいは少なくともその関連性を探ろうというものがある<sup>17)</sup>。このような文脈から、「経済政策との適合性」は決して的外れな評価規準ではない。「経済政策との適合性」といった見方自体が問題なのではなく、マクロ経済変数に及ぼす会計情報の影響についてのわれわれの知識が乏しいということが問題なのである。

## V. おわりに

会計基準を巡る議論が、しばしば噛み合わず錯綜する原因の一つに、会計基準を議論する人々の間で会計基準を評価する参照枠が異なっているということがある。計算構造の首尾一貫性を評価規準とする場合と株価へのインパクトを当然のこととして評価規準とする場合とでは、同一次元で効果的な議論を行うことは難しい。各々が自身の評価規準なり評価装置を明確に意識する必要があるのである。加えてこの点を確保し確実なものにするためにも、会計理論とよばれるものの中に自然な形で評価装置が組み込まれていなければならない。

本稿では、このような問題意識から、会計基準あるいはより広く会計システムについてわれわれが思いつく評価規準を列挙し、また具体的

なイメージの形成に資するため、一部の評価規準については一つの典型的な分析を取り上げ紹介した。

各評価規準の長所・短所をさらに掘り下げより精緻な議論を展開すること、評価規準間の関係について議論すること、会計システムにとって望ましい評価規準とはどのようなものなのかについての手掛かりをえること、これらの諸点のすべてが今後の課題となる。

(大阪大学大学院経済学研究科教授)

## [参照・引用文献]

- クーター, R. D.・T.S.ユーレン共著/太田勝造訳 (2002)『新版 法と経済学』商事法務。
- ハリソン, J.E./小林保美・松岡勝実訳 (2001)『法と経済学』多賀出版。
- 平松一夫・広瀬義州訳 (2002)『FASB 財務会計の諸概念』(増補版), 中央経済社。
- 基礎概念ワーキング・グループ, 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』2004年。
- ウイリアムソン, O. E. (2002)「経済におけるヒエラルキー, 市場および権力: ある経済的見方」C.メナード編著/中島正人・谷口博志・長谷川啓之監訳『取引費用経済学—最新の展開—』文真堂, 2002年, 第1章所収, 1-37頁。
- ミルグロム, P.・J. ロバーツ共著/奥野正寛・伊藤秀史・今井春雄・西村理・八木甫訳 (1997)『組織の経済学』NTT出版。
- ケリー・ニュートン, L./大石桂一訳 (1999)『ケリー・ニュートンの会計政策論』九州大学出版会。
- 奥口孝二・酒井泰弘・市岡修・永谷裕昭 (1989)『ミクロ経済学』有斐閣。
- 斉藤静樹編著 (2002)『会計基準の基礎概念』中央経済社。

<sup>17)</sup> Bushman and Smith (2001) では、財務会計情報が直接・間接に及ぼすマクロ・レベルでの経済業績への影響が関心事である。やや観点を異にするが、同様にマクロ・レベルの視点をもつ会計研究として、会計基準の設定過程を政策評価の観点から検討することを目的とした会計政策論がある。会計政策論については、例えば、ニュートン (1999), 山地 (2002) をみよ。

- 酒井泰弘 (1990) 『寡占と情報の理論』東洋経済新報社。
- 椎葉淳 (2003) 「測定コストと会計研究」伊藤秀史・小佐野広『インセンティブ設計の経済学』勁草書房, 第3章所収, 51-73頁。
- 八重倉孝 (2001) 「会計基準設定と企業評価モデル」『会計』160巻2号, 55-61頁。
- 山地秀俊編著 (2002) 『マクロ会計政策の評価』神戸大学経済経営研究所。
- Barth, M. E., W. H. Beaver, and W. R. Landsman (2001) “The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting: Another View,” *Journal of Accounting and Economics* 31, 77-104.
- Bushman, R. M., and A. J. Smith (2001) “Financial Accounting Information and Corporate Governance,” *Journal of Accounting and Economics* 32, 237-333.
- Christie, A. A., and J. L. Zimmerman (1994) “Efficient and Opportunistic Choices of Accounting Procedures: Corporate Control Contests,” *Accounting Review* 69, 539-566.
- Coopers & Lybrand Academic Advisory Committee (1997) *Evaluating Financial Reporting Standards*, working paper.
- Field, T. D., T. Z. Lys, and L. Vincent (2001) “Empirical Research on Accounting Choice,” *Journal of Accounting and Economics* 31, 255-307.
- Holthausen, R. W., and R. L. Watt, (2001) “The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting,” *Journal of Accounting and Economics* 31, 3-75.
- Kothari, S. P. (2001) “Capital Markets Research in Accounting,” *Journal of Accounting and Economics* 31, 105-231.
- La Porta, R., F., Lopez-de-Silanes and A. Shleifer (1998) “Law and Finance,” *Journal of Political Economy* 106, 1113-1155.
- Lee, Charles M. C. (1999) “Accounting-Based Valuation: Impact on Business Practices and Research,” *Accounting Horizons* 13 (4), 413-425.
- Lee, Charles M. C., and J. Myers and B. Swaminathan (1999) “What is the Intrinsic Value of the Dow?” *Journal of Finance* LIV (5), 1693-1741.
- Lee, Charles. M. C. (2001) “Market Efficiency and Accounting Research: a discussion of ‘capital markets research in accounting’ by S. P. Kothari,” *Journal of Accounting and Economics* 31, 233-253.
- Liang, P. J. (2001) “Recognition: An information Content Perspective,” *Accounting Horizons* 15, 223-242.
- Pae, S. (2000) “Information Sharing in the Presence of Preemptive Incentives: Economic Consequences of Mandatory Disclosure,” *Review of Accounting studies* 5, 331-350.
- Reither, C. L., (1998) “What are the Best and the Worst Accounting Standards?” *Accounting Horizons* 12 (3), 283-292.
- Watts, R. L., and L. Z. Zimmerman (1978) “Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards,” *Accounting Review* 53 (1), 112-134.
- Watts, R. L., and L. Z. Zimmerman (1986) *Positive Accounting Theory*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Whittred .G., and I. Zimmer (1994) “Contracting Cost Determinants of GAAP for Joint Ventures in an Unregulated Environment,” *Journal of Accounting and Economics* 17, 95-111.
- (付記) 本稿は, 平成16年度科学研究費補助金「萌芽研究」(課題番号16653033)『評価装置を内生化した会計理論の構築』の研究成果の一部である。

## How would we evaluate accounting standard?

Takao Hiroji

Financial accounting studies might be critical to develop evaluation criteria which can be used to judge between good accounting standard (good accounting system) and bad one, and to incorporate the criterion into an accounting theory. In this paper, I enumerate seven possible evaluation criteria (faithfulness, consistency, association with capital market performance measures, economic welfare, transaction costs, perfect accounting model, adaptation to the economic policy) and then investigate the merits and demerits of these criteria as a step toward a comprehensive evaluation criteria issues in financial accounting. In addition, I review some research in order to understand how a criterion would work well in the current research.

JEL Classification Code: M41

Key words: Accounting System; Accounting Standard; Evaluation Criteria